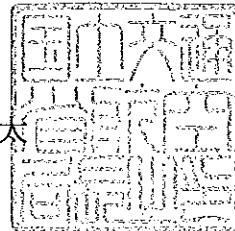




国官参事第737号
平成23年10月5日

エアーニッポン株式会社
代表取締役社長 内薗 幸一 殿

国土交通省航空局長
長田 太



航空輸送の安全確保について

平成23年9月6日、エアーニッポンが運航する那覇空港発、東京国際空港行きの全日空140便（ボーイング式737-700型機）が静岡県浜松市の南方海上を飛行中、機体が異常姿勢となり、大きく降下する重大インシデントが発生した。

9月28日、運輸安全委員会は、機体が一時左側ヘバンク角最大131.7度、ピッチ角は下向きに最大35.0度となり、約6,300フィート降下したとの事実関係と副操縦士が操縦室のドアスイッチを誤操作したことが推定原因であると公表した。

また、9月30日、衆議院国土交通委員長から国土交通大臣に対し、本重大インシデントを契機として「国土交通全般にわたる安全確保の徹底についての要請」がなされている。

安全を第一とすべき航空運送事業者の定期便において、公共交通の安全への信頼を揺るがしかねないこのような事案が発生したことは誠に遺憾である。

ついては、貴社において、当該重大インシデントに関し、これまでに判明した事実及び推定される原因等全般にわたり調査検討を行い、必要な再発防止策等を策定のうえ当局まで報告するとともに、速やかに措置することにより運航の安全確保に万全を期されたい。